

令和8年度 学力向上推進事業 ひやみかち教室（中学校学習支援教室）  
業務委託概要仕様書

1 件名

令和8年度 学力向上推進事業 ひやみかち教室（中学校学習支援教室） 業務委託

2 目的

本市では、自立した学習者を育成することをめざし、学力向上推進事業に取り組んでいる。

現在、本市児童生徒の自己有用感や、ICT 活用スキルは向上しているが、学習のつまずきや目的に応じて自分に合った学び方を自己調整することにおいては課題がみられる。

そこで、個々の学習課題や生徒の特性に応じたきめ細やかな学習支援策を行い、基礎的・基本的な知識・技能の定着と社会的自立を目指し、市立各中学校に学習支援教室を設置し、学習支援業務を実施する。

3 業務期間

契約を締結した日から令和9年3月5日（金）まで

4 委託業務の実施場所

沖縄市立各中学校

5 業務概要

沖縄市立各中学校に設置する学習支援教室において、個に応じた指導を通して、学習のつまずきの解消や高等学校等の進学を目標とした学習支援を学校と連携して行う。

6 委託業務内容

本業務の内容に最低限必要な事項を次のように定める。業務の詳細については、事業者のより良い提案を基に、協議のうえ決定する。

- (1) 学習のつまずきに応じた個別支援（主要五教科対応）
- (2) 高校受験に対応した学習支援（主要五教科対応）
- (3) 英検、数検などを目指す生徒の学習支援
- (3) ICT を活用した個別最適な学習支援
- (4) 生徒への適切な関わりを通じた支援
- (5) 原則、午前中の学習支援教室を毎日開催することを基本とする。
- (6) 学習支援教室の開設期間は令和8年6月1日（月）～令和9年3月5日（金）までとする。
- (7) その他、学力向上及び管理運営業務に必要な事項

7 打ち合わせ

受注者は、契約締結後速やかに発注者と打ち合わせを行い、本契約の目的達成に努めなければならない。また、打合せ後速やかに、作業スケジュールを作成し、発注者及び各学校と調整するものとする。

8 目的外使用の禁止

受注者は、本契約の内容を他の目的に使用してはならない。

## 9 情報の守秘義務

- (1) 受注者は、本契約の履行に際して知り得た個人情報、業務内容を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 前号に規定する義務は、契約終了後も有効存続するものとする。

## 10 進行管理

受注者は、常にこの契約における業務の進行状況を把握し、円滑な業務の進行を図るように努めなければならない。

### 1.1 留意点

- 受注者発注者発注者(1) 本事業は沖縄振興特別推進交付金を活用した事業であることを踏まえ、受注者は常に適正かつ効率的な執行に努めること。
- (2) 事業終了後においても、会計検査院の検査等において説明や資料提出を求められた場合は、受注者の責任において誠実かつ速やかに対応すること。

### 1.2 実績報告等

- (1) 受注者は、毎月、発注者の指示する様式により、報告対象月の翌月10日までに実績報告における必要書類(紙媒体及び電子媒体)を提出すること。
- (2) 契約期間終了日までに、全期間分の実績報告書を提出し、発注者の検査を受けること。
- (3) 本業務で整えた資料、報告書及び支出に係る領収書等は、事業終了後5年間厳重に保管し、提出を求められた場合は速やかに提出すること。

### 1.3 委託料の支払い等

- (1) 本契約は、概算契約とする。
- 受注者(2) 受注者は、検査に合格したときは、委託料の支払を発注者に請求することができる。
- (3) 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に業務委託料を支払う。
  - (4) 受注者は、委託料を本委託業務以外の支払いに充当してはならない。
  - (5) 本委託業務が終了し、委託契約金額が確定した結果、受注者に交付された委託料に返還額が生じたときは、受注者は発注者の求めに応じ、速やかに委託料を返還する。
  - (6) 消費税免税事業者は、委託料に消費税相当額を含めた請求はできない。

### 1.4 対外交渉

受注者は、この契約に基づく業務の遂行に際し、第三者に対し説明あるいは交渉を要する場合、または説明を求められた場合は、速やかに発注者に連絡し、その取扱いについて発注者の指示を受けるものとする。

### 1.5 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項、またはこの仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者で協議して定めるものとする。

### 1.6 法令の厳守

業務の遂行にあたっては、関係法令等を厳守すること。